

議案第93号 説明資料

幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例 (平成30年 3 月16日 条例第16号) 第 1 条～第 5 条 略 (管理者) 第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。 3 略 第 7 条～第34条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 <u>平成33年 3 月31日</u>までの間は、第 6 条第 2 項（第33条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（同項に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第 6 条第 1 項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。	○幕別町指定居宅介護支援等事業の基準を定める条例 (平成30年 3 月16日 条例第16号) 第 1 条～第 5 条 略 (管理者) 第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。</u> 3 略 第 7 条～第34条 略 附 則 1 略 (経過措置) 2 <u>令和 9 年 3 月31日</u>までの間は、第 6 条第 2 項（第33条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第 1 項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>3</u> 略	3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。</u> <u>4</u> 略